

平成 3 1 年 3 月 6 日
第 2 回ニセコ町議会定例会



平成 3 1 年度 教育行政執行方針



ニセコ町教育委員会
教育長 菊地 博

平成31年度ニセコ町教育行政執行方針

平成31年第2回ニセコ町議会定例会の開会にあたり、教育行政の執行方針について説明いたします。町議会議員並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

人工知能(AI)をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展など、社会が大きく変化している今日、未来に向け持続可能な社会を構築していくための創り手を育成することが重要な教育課題となっております。

2020年度から本格実施される新学習指導要領では、地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育むために、教科横断的な視点に立った「カリキュラム・マネジメント」の確立と「主体的・対話的で深い学び」の実現を両輪として機能させることが求められております。

本町におきましては、「ニセコ町教育大綱」「ニセコ町教育振興基本計画」の理念及び具体的施策に基づき、学校・家庭・地域・行政が連携を図る中、子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、教育の更なる充実に取り組んでまいります。

その推進の重点として、

①「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、未来を担う子どもたちに豊かな学びの体験機会の拡充に取り組めます。

町内すべての学校、幼児センターがコミュニティ・スクールとして、地域の自然や人材など豊富な教育資源を活用した体験活動や、子どもたちの主体的態度やコミュニケーション能力の向上を目指した英語学習の充実に取り組めます。

②「学校における働き方改革」を踏まえ、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支え、育てていく体制の充実を図ります。

教職員の勤務環境の整備や家庭教育、地域との協働活動への支援を進め、学校内外の教育の質の向上を図ります。

以下、平成31年度の主な施策について申し上げます。

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

近年、少子化や核家族化の進行とともに、地域とのつながりを上手にとれないなど、子育てをとりまく環境が変化し、孤独感・不安感の増大から親が負担感を抱いている家庭が増加しています。地域子育て支援センターでは、このような負担感を緩和できるよう、乳幼児と保護者の交流や子育てについての情報提供、保健師や栄養師による相談、助言などの取組を充実させ、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

また、一時保育や休日保育のほか、子育て支援に関する講習や親がリフレッシュできる講座内容の充実、来訪し易い環境づくりなど、親子が気軽に集い、楽しく、安心して子育てが出来る場の提供を進めます。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育及び保育は、遊びや生活を通して「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう人間性等」学びの基礎となる経験を育てます。この幼児教育と保育の両面を担う幼児センターでは、子どもにたくさんの学びや発達を促していけるよう、発達段階に応じて、運動機能や情緒的・知的な面、社会性などを育てていきます。また、自然の中や戸外で遊べる環境を見直し、のびのびと遊べる環境の充実、家庭、地域との連携を大切にしたコミュニティ・スクールの取組のほか、外部講師による職員の資質能力の向上を目指した園内研修を計画的に実施し、教育及び保育の一層の充実に努めます。

ニセコスタイルの一貫教育と連動した施策として、園児が英語に触れる機会を継続的に設けます。また、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を大切に、子どもの発達や小学校への接続など学びの連続性を踏まえ、子ども同士、教職員同士の交流を進めます。

(3) 人権・健康教育の推進

学齢期における子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取組を進めます。

順次教科となった小中学校における道徳教育に取り組むほか、健康教育においては、児童生徒の健やかな体を育てる教育環境の充実に努めます。また、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導、運動部活動への支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。このほか、幼児センターにおけるフッ化物洗口など、歯・口腔の健康づくりの取組を継続します。

(4) 学校給食の推進

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てる食育指導を進めます。

給食費については、食材価格は値上がりの傾向ですが、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者などとの連携を図り、本年度も第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。

このほか、今後の児童生徒数や学級数の増加に対応するため、設備等を計画的に充実するとともに、学校と連携しアレルギー対応に係る検討を進めます。

2 生活習慣と社会性の育成

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長には、家庭内の教育力向上と融和が不可欠です。PTA活動における家庭教育学級の実施などを通して、家庭と学校がより連携を深め、健康で明るい家庭生活を営むための交流学习の機会や、子育てに不安や悩みを抱える親の共通理解とその改善のための取組に対し支援を行います。

(2) 社会参画・体験教育の推進

地域社会の構成者として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取組を一層進めます。職場体験や現場実習による生き方（キャリア）教育、外部人材による特別授業などのほか、コミュニティ・スクールの取組と連携し、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

3 確かな学力の育成

(1) ニセコスタイルの一貫教育推進

9年間の一貫した教育方針や目標を設けていく小中一貫教育を中心に、幼児センターや各学校が連携した特色ある教育の実践に努めます。来年度の小学校での外国語科・外国語活動の必修化に向け、昨年と同様、小学校全学年で外国語活動（英語）の授業時数を必修化と同水準に設けるなどの取組を継続します。これを中心に、昨年策定した「ニセコ町英語教育推進プラン」のもと、外国語指導助手（ALT）等の人材活用により、幼児センター及び各学校全体で英語教育の充実を進めます。また、地域の教育資源を生かしたふるさと学習「ニセコ学」の実践とカリキュラム作成による体系化に継続して取り組みます。

このほか、中学校において本年度から「特別の教科 道徳」が導入されるなど、学習指導要領を踏まえた適切な教育課程の編成と実施に努めます。授業においては、チームティーチング（TT）や習熟度別指導、アクティブ・ラーニング（児童生徒の能動的学習）などの多様な指導方法に取り組みます。また、教育委員会に配置するスクールコーディネーターにより、学校での指導方法などに係る支援を行い、「ニセコスタイルの教育」確立を進めます。

(2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導力向上を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的かつ効果的な指導に取り組みます。

また、特別支援講師の配置による通常学級での学習支援や「ことばとまなびの教室」への通級指導支援などを引き続き進めます。

4 学校経営の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校教育においては、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を生かし、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育てる教育の充実に取り組みます。

その根幹を成す取組として、学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールについて活動を引き続き展開します。

本年度は、活動計画（目標）の「ニセコ・アクションプラン」について、コミュニティ・スクール委員会に設けた部会の活動を活発化させながら、学校経営や教育内容への効果的な反映を図ってまいります。また、各学校においても、保護者やコミュニティ・スクール委員などとの連携をより充実するほか、「学校便り」、学校ブログ（学校ホームページ）、ラジオニセコなどを通じ、情報発信、授業公開や地域と連携した学校行事運営を進めます。

（２）ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、町立高校として地域との密接な連携のもと、生徒や保護者、町民から信頼され、地域の未来を担い貢献する人材育成、学校づくりに取り組みます。緑地観光科として魅力ある教育課程の編成と実施を基本に、町内外の事業者や大学、海外協定先（マレーシアY T Lホテルズ）などとの連携を一層図るなど、教育内容の魅力を高める取組を進めます。また、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

本町の大きな課題である学校の将来的な振興、発展については、中学校との連携など生徒募集に直結する具体策を講じながら対策に努めます。また、耐震改修工事を終えた屋内体育館について、一般利用事業（町民夜間利用）を開始します。

（３）生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒をとりまく諸問題に対応するため、スクールカウンセラー等の外部人材やスクールコーディネーターの活用により、外部機関とも連携し、教育相談や生徒指導に係る学校の取組を支援します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を中心とした「いじめを生まない教育土壌づくり」に努めます。このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取組をコミュニティ・スクールの取組と連動させ、継続します。

5 教職員の資質能力の向上

教職員は、児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取組を担う立場でもあることから、教育公務員としての適切な服務管理のもと、一人ひとりの資質や能力が向上し、本町の教育振興に資するものとなるよう努めます。本年度から「ニセコスタイルの教育の日」を設け、町内教職員が共に研修に取り組むとともに、コミュニティ・スクールなど町全体での取組へ教職員が主体的に参画する仕組みを確立してまいります。

服務管理の面からは、昨年策定した「ニセコ町立学校における『働き方改革』行動計画」に基づき、学校閉庁日や部活動休養日の設定のほか、新たにストレスチェックの実施によりメンタルヘルス対策に取り組めます。

6 教育環境の充実

(1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室や通学路点検などの安全指導のほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練などを行います。また、防災訓練実施のほか、気象災害などにも迅速に対処する危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にあります。引き続き、安全第一の運行に努めるとともに、本年度は一部路線で運行車両を大型化します。

(2) 学校教育施設の充実

児童生徒が安心して学べる環境の維持、また、児童生徒数増加への対応のため、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組めます。近藤小学校の屋内体育館について、昨年度行った実施設計をもとに、老朽化に伴う改修工事を本年度実施します。このほか、各学校施設の修繕や教職員住宅の計画的な営繕を進めます。

備品類の整備では、次期学習指導要領における教育内容のひとつである情報活用能力の育成に向け、本年度、ニセコ小学校及びニセコ中学校にタブレット端末を導入するとともに、来年度にかけて校内の無線通信環境の整備を進めます。

また、各学校に配置の教職員用ノートパソコンの更新もあわせて行います。このほか、各学校において必要とされる教材等の整備を進めます。

(3) 教育委員会運営の充実

合議制とレイマンコントロール（行政への住民意思反映）の仕組みを基本とする教育委員会の運営について、持続的安定性の確保と活動内容の充実に努めます。近年、子どもの人数増加への対応など町独自の課題をはじめ、各般に渡り教育をとりまく課題が増えています。教育委員による学校・教育施設への訪問や教育行事への参加、教育委員会議における審議や教育委員研修、事務局組織体制の強化などを通じ、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めてまいります。

学校教育法に基づく就学援助制度の運用について、本年度、就学援助費支給認定における経済力判定の目安である認定倍率の引上げ及び新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、具体的な検討、準備を進めます。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の創造

第6期社会教育中期計画（5ヵ年最終年次）に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を引き続き推進してまいります。

子育て支援では、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）として、引き続き「ニセコこども館」において、学童保育事業と連携しながら放課後子ども教室を開設します。学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組により、子どもの社会性や自主性、創造性を育みます。

高齢者の健康では、長寿社会の進展に伴い、仲間づくりや学習を通して、高齢者が生きがいと社会的な役割を実感し、心身ともに充実した社会生活を送ることができるよう、「寿大学」を引き続き開講します。寿大学学習会では、健康づくりを柱とした交流の機会を提供するとともに、趣味や教養の幅を広げ、生活の一助となるよう内容の充実に努めます。

このほか、北海道日本ハムファイターズや元・現役アスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展示、児童生徒の作品展など、一層の学習機会の提供や学習成果を活用、紹介する場の充実を図ります。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、引き続き、ニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

本年度、子どもの学びの体験機会の拡充として、新たに児童がふるさとの自然に触れ、また、アウトドア体験活動を通して体力増進を図るための事業をスポーツ推進委員並びに地域の方の協力を得て実施します。児童生徒がスキーやスノーボードなどのウィンタースポーツを身近に親しむことができる、「スキーのまちニセコ」ならではの環境整備と支援を行なうため、スキーリフト券助成事業を町内スキー場の協力を得ながら継続します。また、幼児用スキーの貸出事業やこどもスキーフェスティバル兼全町児童生徒スキー大会の開催、初めてのスキー教室や夜間スキー・スノーボード講習会を行います。このほか、小学1年生の水泳教室、ラジオ体操会を継続します。

町民の健康増進と親睦を目的に、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため町長杯スポーツ大会の開催を支援してまいります。このほか、ニセコマラソンフェスティバルについて、本年度も安全面の確保や運営面の工夫に努めながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属する競技団体の運営やスポーツ少年団への支援を行い、地域に密着したスポーツ活動の推進と指導者の育成に努めてまいります。

町として、現在取組を進めている冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動への協力を通して、子どもたちの夢や希望を持つ心を育むとともに、オリンピックレガシーとして町の発展に繋がる活動に取り組みます。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

各施設が所管する整備等の構想に基づき、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設の整備に順次取り組みます。

有島記念館の設備面においては、特別展示室等の改修計画を具体化し、文化・芸術施設としての機能並びにクォリティの向上を目指します。また、有島記念館周辺の良好な環境の維持や活用について、引き続き検討を進めてまいります。

8 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開します。子ども向けの施策では、小中高校生を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催し、子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養います。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

(2) 読書活動の推進

第2次子どもの読書活動推進計画（平成30年度から5ヵ年）に基づき、活動拠点である「あそぶっく」を中心として、日常的に楽しく、身近に読書ができる環境づくりを進めます。この中では、指定管理者と連携し、町民の「あそぶっく」利用の一層の促進、施設運営に関する必要な支援に取り組みます。

学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、学校活動における「あそぶっく」の利用を更に進めるとともに、各学校での一斉読書や読み聞かせ活動、学校図書館の有効利用を図ってまいります。学校図書館支援員の継続配置による学校図書館の環境整備や有効活用、選書充実に取り組むほか、学校図書担当者や関係者による協議など、「あそぶっく」、学校、教育委員会が連携し、町全体での読書環境充実と読書習慣定着を図ります。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館は、ニセコ町ゆかりの作家有島武郎が所有し、後に解放した「有島農場」の足跡や有島の文学を紹介する施設です。それとともに、町唯一の博物館施設として、ニセコ町ゆかりの歴史資料の収集など郷土博物館機能の強化とその資料を活用した展示等の開催、有島の若手芸術振興の精神を継承した美術展や音楽事業の開催により、来館者数は増加傾向にあります。

しかし、有島武郎の認知度が依然低い現状にあるため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館などとの連携を深め、認知度と理解を得るための取組を進めます。

さらに、ニセコ町を含む北海道の豊かな風土の魅力を描く、はり絵作家藤倉英幸氏からの受贈作品を有効に活用した企画展を開催し、外国人を含めた来館者の一層の増加に努めるほか、同氏の協力を得て、子どもや町民を対象としたはり絵教室などを実施します。それらを通してニセコ町の美しい風景を再確認し、ふるさとニセコ町に誇りを持つことができるような活動を展開します。

9 多文化共生の推進

本町は、国内外から移住した人も多く、教育振興基本計画に掲げる多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。そのため、こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業を実施、支援してまいります。

国際理解、多文化理解の視点では、放課後子ども教室での国際交流員による英会話をより身近にするための体験カリキュラムや寿大学での学習会など、幼年者から高齢者まで幅広い年代を対象に多文化に触れる機会を提供します。また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校児童との触れ合いなど、交流の場の企画に努めます。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り、理解する」機会を引き続き提供します。本年度は、鹿児島県薩摩川内市への「少年の翼セミナー」並びに滋賀県高島市の児童生徒受入などの交流事業を実施します。また、滋賀県高島市マキノ地区との町民による交流への支援などを行います。

以上、平成31年度の教育行政執行に関する方針を述べましたが、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育をとりまく諸課題へ積極対処していく所存です。本年度も教育行政の推進に特段のご理解とご支援をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。